

地域内フィーダー系統確保維持計画について

1. 協議趣旨

宮津市内で運行中、または運行予定の、上宮津地区、養老・日ヶ谷地区、由良地区の公共交通空白地有償運送の運営経費について、宮津市から各運営団体へ補助しているところであるが、本格運行となる令和2年10月より、「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」の対象となるため、補助金申請に必要な「地域内フィーダー系統確保維持計画」を定めるもの。

2. 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金について

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援するもの。

主に幹線バスに接続する運送サービスが国庫補助金の対象となり、宮津市では、上宮津地区、養老・日ヶ谷地区、由良地区での公共交通空白地有償運送が国庫補助対象となる。経常費用から経常収益を控除した額が補助対象経費となり、補助率は1/2。

3. 地域内フィーダー系統確保維持計画について

本計画では、下記の6点について計画を定める。

- ・地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
- ・地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果
- ・目標を達成するために行う事業及びその実施主体
- ・地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
- ・地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
- ・補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

4. 今後のスケジュール

今回の協議を経て、宮津市地域公共交通会議が計画書を7月31日までに国土交通大臣あてに提出。

計画の認定を経て、計画書記載の補助対象事業者（上宮津有償運送運営協議会、橋北移送サービス運営協議会、由良有償運送運営協議会）において、令和2年10月から令和3年9月までの実績を元に、令和3年11月30日までに国土交通大臣へ補助金を申請するものとする。